

建築確認申請等手数料表

平成24年5月1日施行

(単位：円)

■建築物審査手数料

床面積	区分	確認申請	中間検査申請	完了検査申請	
					中間検査済
30㎡以内		11,000	12,000	14,000	13,000
30㎡超～100㎡以内		19,000	16,000	18,000	17,000
100㎡超～200㎡以内		31,000	19,000	22,000	21,000
200㎡超～500㎡以内		43,000	25,000	30,000	29,000
500㎡超～1,000㎡以内		68,000	40,000	47,000	45,000
1,000㎡超～2,000㎡以内		93,000	53,000	64,000	61,000
2,000㎡超～10,000㎡以内		221,000	120,000	157,000	147,000
10,000㎡超～50,000㎡以内		338,000	190,000	242,000	232,000
50,000㎡超		609,000	380,000	457,000	437,000

※建築物審査手数料の額の算定における床面積の合計の算定方法

ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る床面積

イ 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

エ 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

■建築設備・工作物審査手数料

種別	区分	確認申請		中間検査申請	完了検査申請	
			計画変更			建築物 中間検査済
昇降機等建築設備		16,000	9,000	15,000	19,000	18,000
小荷物専用昇降機		10,000	5,000	11,000	11,000	11,000
工作物		12,000	7,000	12,000	12,000	12,000

※申請に昇降機に係る部分が含まれる場合は、当該建築物審査手数料に、当該昇降機1基につき、建築設備審査手数料を加算した額とする。

■構造計算適合性判定に係る審査手数料

床面積	区分	再計算	ピアチェック
1000㎡以内		115,000	167,000
1,000㎡超～2,000㎡以内		137,000	215,000
2,000㎡超～10,000㎡以内		151,000	248,000
10,000㎡超～50,000㎡以内		191,000	324,000
50,000㎡超		323,000	590,000

※確認申請に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合は、確認申請に対する審査手数料に構造計算適合性判定に係る審査手数料を加算した額とする。

問い合わせ先：高砂市まちづくり部建築指導課（TEL:079-443-9035）